

1 史跡等指定の状況

1) 史跡指定に至る経緯

難波宮の所在地については明確な位置は伝わっておらず、江戸時代から論争があった。高燥で居住条件の良い小高い上町台地上に求める説と、関連する地名の残る長柄、本庄あたりの平野部に求める説であり、明治期以降もこの2つの候補地を中心に研究が進められてきた。

明治になって大阪城からその南の一带は軍の管轄地となり、戦後に至るまで一般人の立ち入りは制限されていた。昭和28年(1953)に奈良時代の鷗尾片が発見され、翌年から発掘調査がはじめられた。昭和32年(1957)からは、それまでにおこなわれた断片的な調査結果をもとに、計画的に調査をおこなうこととなった。その結果、東西600尺にわたる掘立柱形式の複廊が発見され、この寸法が平城宮の内裏の東西幅と同じであったことから宮殿跡であることが推測された。昭和36年(1961)、宮殿の中心的建物である大極殿の跡が見つかり、難波宮跡であることが明らかになった。引き続きおこなわれた内裏回廊の調査では、火災を受けた跡のあるもう1つ別の宮殿遺構があることが明らかとなり、前期難波宮跡の発見に至った。

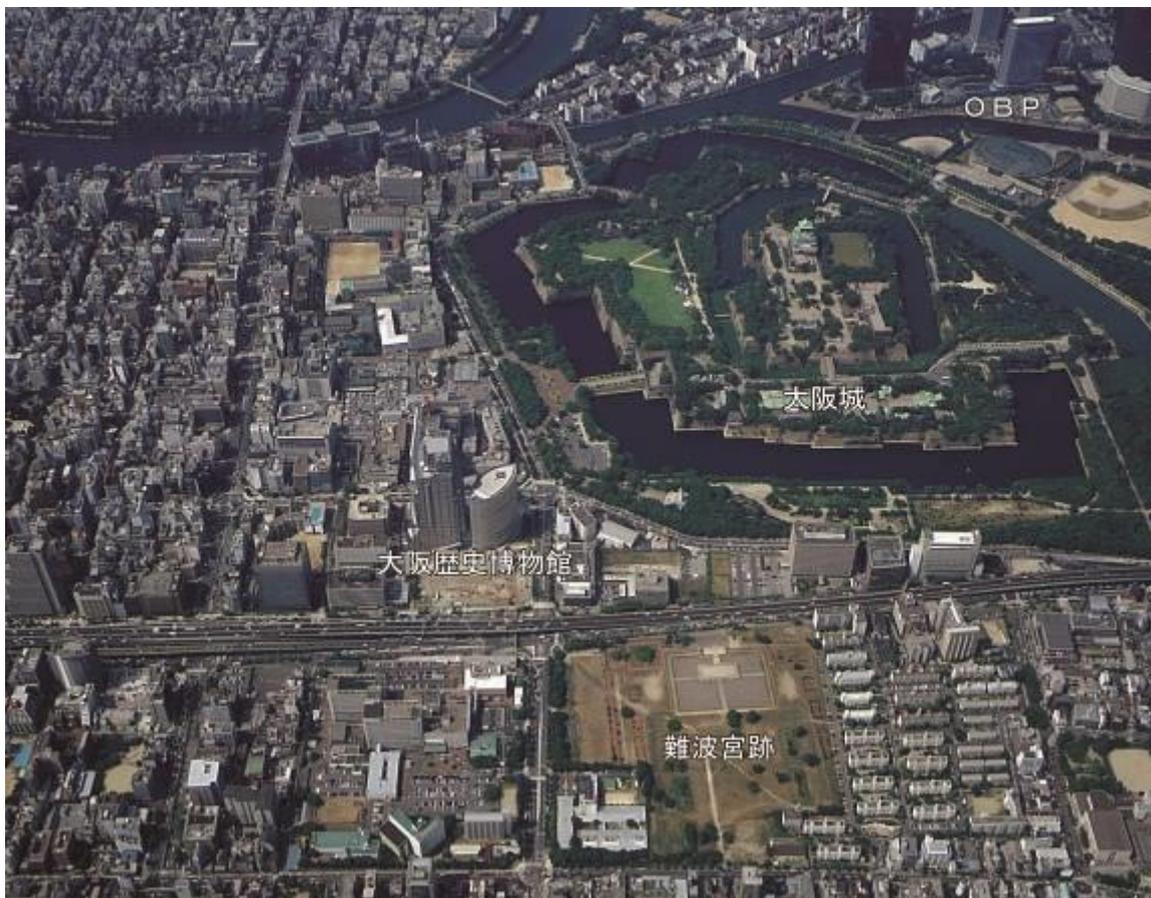


図34 難波宮跡の周辺 (2001年撮影)

こうした発見が続いた昭和 37 年（1962）8 月、この地に国の第二合同庁舎の建設計画が明らかとなり、研究者、学生、市民等を巻き込んだ広範な保存運動が展開された。その結果、昭和 38 年（1963）3 月、当該計画は変更となり、合同庁舎は大阪市が提供した代替地に建設されることとなった。続いて同敷地は国の史跡の指定を受け（昭和 39 年（1964）5 月、第 1 次指定）、難波宮の遺跡は保存されることとなった。

2) 追加指定の状況

昭和 36 年（1961）から翌年にかけては大極殿、内裏、朝堂院といった中枢部の調査が継続しておこなわれた。まず後期内裏については内裏内郭が区画され、その中に正殿と前殿が配置され、その形態が平城宮の東区内裏とほぼ同規模のものであることがわかった。前期難波宮については内裏前殿と後殿が軒廊でつながり、間を塀で区画するなど、他の宮殿に見られない構造であることも判明した。また南側に巨大な朝堂院が広がることも明らかになった。

昭和 47 年（1972）以降は、調査は中心部だけでなく、その周辺部、特に朝堂院地区もおこなうこととなった。さらに、昭和 50 年（1975）以降は、文化財保護法の改正を受けて広く難波京全体を調査できるようになり、古代の難波地域についての資料が飛躍的に増加した。

この時期、大阪の中心部を東西にはしる幹線道路として、中央大通と阪神高速道路の建設が難波宮の中枢部を通る位置に計画された。発掘調査で前期難波宮の内裏前殿の全体像が明らかとなり、その他多くの関連遺構が発見された。当初、高速道路は高架で計画されていたが、橋脚の基礎工事によりこの部分の遺構が壊れるのを防ぐことと、内裏・大極殿・朝堂院の視覚的な一体感を保つ全体景観を保存すること、2つの理由により、道路は中枢部の遺構の存在する範囲のみ地上を通してその破壊を避けることとした。

昭和 51 年（1976）3 月に、第 2 次指定として、朝堂院と内裏を中心とした 72,500 m²余りが追加指定された。

その後も追加指定があり、現在までに計 7 次にわたる指定がおこなわれ、史跡の面積は合計で 145,060.71 m²となっている。主だった調査と、史跡指定の経過を表に示す。

年 数	主要な発掘調査の内容	史跡指定
大正 2 年（1913）	旧陸軍被服支廠の工事現場で軒丸瓦が採集される。	
昭和 28 年（1953）	法円坂住宅建設現場で鷗尾片が採集される。	
同 29 年（1954）	難波宮跡第 1 次調査開始。	
同 32 年（1957）	後期内裏東回廊検出（6・7 次調査）。	
同 33 年（1958）	前期内裏東回廊検出（8 次調査）。	
同 36 年（1961）	後期大極殿・後殿検出。後期内裏西外郭築地検出（13・14 次調査）。	

同 37 ～ 43 年 (1962～68)	内裏中心部の調査：前期内裏前殿（18・31次調査）・後殿・軒廊（17・21次）、後期大安殿・前殿・内裏北回廊（16・17・18・21次調査）	
同 39 年（1964）		第 1 次指定 後期大極殿院地域等
同 41 年（1966）	旧大手前整肢学院調査（前期朝堂院の調査）	
同 43 年（1968）	旧大阪市立中央青年センター調査（東方官衙遺構の調査）	
同 45 年（1970）	後期難波宮大極殿跡の全面調査。	
同 47 年（1972）	前期西八角殿院、前期朝堂院南門の調査。	
同 51 年（1976）		第 2 次指定 朝堂院、内裏地域
同 59 ・ 60 年 (1984・85)	後期難波宮五間門の調査。	
同 61 年（1986）	後期難波宮朝堂院が 8 堂形式と判明。	第 3 次指定 後期朝堂院東第 3 堂地域
同 62 年（1987）	前期難波宮内裏西方官衙、古墳時代大規模倉庫群（法円坂遺跡）の調査。	
平成 5・6 年 (1993・94)	前期難波宮「朱雀門」（宮城南門）・西朝集殿・朝堂院の調査。	
同 9 年（1997）	内裏西方官衙西側の谷で石組水利施設を調査。	
同 11 年（1999）	内裏北西部の谷から「戊申年（西暦 648 年）」木簡が出土。	
同 12 年（1990）	後期難波宮朝堂院南門の調査。	
同 13 年（2001）		第 4 次指定 法円坂遺跡追加指定。名称を難波宮跡附法円坂遺跡に改める。
同 17 年（2005）		第 5 次指定 朝堂院東地域、内裏地域追加指定
同 17・18 年 (2005・06)	東方官衙地域で前期難波宮の楼閣風建物と石敷区画の調査。	
同 18 年（2006）	朝堂院南西部の谷で最古の万葉仮名文木簡が出土。	
同 19 年（2007）		第 6 次指定 東方官衙地域（東北部）追加指定
同 22 年（2010）	内裏東方の谷で前期難波宮期の白土上塗り壁土が出土。	
同 25 年（2013）		第 7 次指定 東方官衙地域（南半部）追加指定

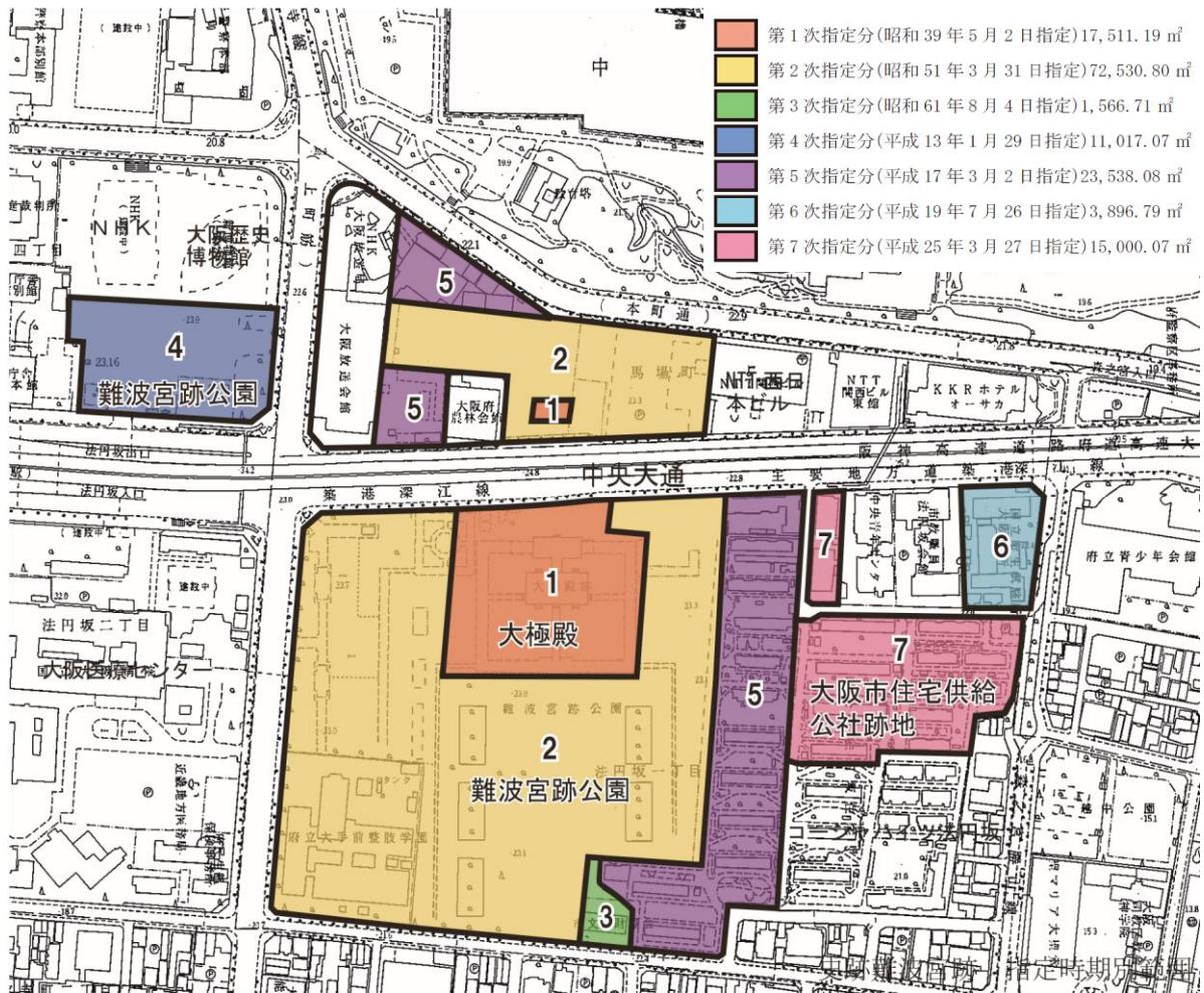


図 35 史跡難波宮跡指定時期別敷地図

3) 「指定理由および説明」の内容

史跡の本質的価値の構成要素を検討するために、史跡指定された時の「指定理由および説明」を揭示し、指定の要件をまとめる。第3次以降の指定の説明は文化庁監修の『月刊文化財』に掲載された「新指定の文化財—記念物—」に拠る。

第1次指定 (官報告示 昭和39年5月2日付け、文化財保護委員会告示第18号)

大阪市街の東辺、南北に長く連る上町台地は、早くから開発されていたところであって、古史にしばしば見える難波の地は、ここに求むべきであろう。

続日本紀聖武天皇天平十六年二月の条に「今以難波宮定為皇都」と見え、難波宮は首都となったが、翌十七年五月には都は平城に移されている。

この故地は明らかでなかったが、最近上町台地の北端部、大坂城外堀の南方針近いところにおいて、奈良時代の朝堂院の大極殿・小安殿、内裏の大安殿の跡等が検出された。

大極殿は、南北約二メートル、東西推定約四二メートルの基壇を有し、その南面と北面にはそれぞれ三ヶ所ずつの階段があったと認められる。この北に近く南北約一二メートル、東西約三三メートルの基壇があり、小安殿の跡と認められる。

大極殿の南方は広場をなし、かつ小安殿の東面には、廻廊の遺構が遺存し、彼此合わせ考えて大極殿を中心として廻廊が繞っていたと察せられ、広場の西南隅に東西に延びる雨落溝が発見されている。

すなわちこの地域は、朝堂院の大極殿地区であり、この南方に朝堂等が建てられていたのである。

この大極殿地区の北方には、北面は詳かではないが南・東および西の三方に掘立柱の廻廊を繞らす内裏があり、その中央部に掘立柱の跡によって桁行（東西）九間、梁行（南北）四間と認められている建物、すなわち大安殿の跡がある。また西廻廊の外側には周垣の一部と推定される南北に延びる築地の跡がある。

ここに注意すべきは、上記の遺跡と或いは複合し、或いは独立し、しかも大極殿・大安殿等と中軸線を等しくする建物遺構（掘立柱穴・石敷等）が検出されていることであって、その状況により、聖武天皇以前のもものと認められ、しかもその特殊かつ雄大な規模・配列から見て、これも宮殿の遺跡と察せられる。

元来難波の地には、難波長柄豊碕宮以後も、陪都の如きものとして、難波宮が存続したと認められ、摂津職の名もこれに由来する。その間聖武天皇の御代には皇都ともなったのであるが、延暦十二年三月「難波大宮」は廃され、摂津職も摂津国と改められている。この特異な意義を有する難波宮について、調査が行なわれ、調査は継続中で全貌をつくしているとはいえないが、聖武天皇の難波宮の主要部が明らかにされ、学術上極めて意義あることと認められる。

現在地は、市街、特に建設途上にある官庁街中にあり、遺跡の湮滅を防ぐことは急務であるが、反面大阪市におけるこの地域の現代的性格を考慮し、目下のところ、保存の対象として聖武天皇難波宮の大極殿地区と内裏中大安殿跡を指定しようとするものである。

保存の要件

- 一、 基壇・柱穴・石敷その他遺構をき損しないこと。
- 二、 遺物を採集しないこと。
- 三、 その他みだりに現状を変更しないこと。

第2次指定（官報告示 昭和51年3月31日付け、文部省告示第38号）

現在、難波宮跡は、大安殿跡、大極殿跡を中心として内裏跡及び朝堂院跡が指定されているが、その後の発掘調査により、天武朝難波宮と思われる前期内裏前後殿を初め天武・聖武両朝を含む前後両時期の朝堂院建物、廻廊、築地と思われる各種の地下遺構が検出され、宮域の中枢部はほぼ全域を推定できる段階となった。また、最近の発掘調査によれば、前期朝堂院等の遺構が判明し、天武朝朱鳥元年（686年）焼失以前の建物の規模についてもある程度の考察が可能となった。

これらを含む地域を追加指定し、保存を図るものである。

第3次指定（官報告示 昭和61年8月4日付け、文部省告示第116号）

難波宮跡

大阪府大阪市東区法円坂町

難波宮跡は、我が国古代における首都あるいは陪都として歴史上重要な意義をもつものであり、大極殿を中心として朝堂院と内裏の一部が史跡に指定されている。今回追加指定しようとするのは、指定地の東南に隣接した地である。この地は、後期難波宮の朝堂院東第三堂にかかると推定される所であり、追加指定してその保存を図ろうとするものである。（文化庁文化財保護部 1986）

第4次指定（官報告示 平成13年1月29日付け、文部科学省告示第13号）

（新名称）難波宮跡附法円坂遺跡

（旧名称）難波宮跡

大阪府大阪市中央区大手前四丁目

難波宮跡は、大阪府の上町台地北辺に位置する古代の宮都である。遺跡は前期と後期に分けられ、前期は飛鳥時代の孝徳朝から天武朝、後期は奈良時代の聖武朝のものと考えられている。昭和三十九年に指定され、その後追加指定が図られてきた。この地には難波宮跡に先行する法円坂遺跡と称されている古墳時代の遺跡の存在も知られていた。難波宮跡の北西の一角において、昭和六十二年から平成元年に、大阪市博物館などの建設に伴って、財団法人大阪市文化財協会が発掘調査を実施したところ、難波宮跡の遺構のほかに、古墳時代中期にさかのぼるきわめて大規模な倉庫群が発見されたため、この部分の保存を図ることとなった。

古墳時代の倉庫群は総数一六棟の総柱建物からなり、その構造はいずれも高床式と考えられる。これらの建物は同じ構造と規模であり、西側の一〇棟と東側の六棟の二つの群に分けられる。建物の配置はきわめて規則的で、両群とも東西方向に約四メートルの間隔をもって並ぶ建物列が、南北二列に配置される。両群の建物列北辺は、ほぼ一直線上に位置するものの微妙なずれがあり、南北二列の建物列の間隔は東群の建物がより短い。一棟の建物は桁行五間（約一〇メートル）、梁行五間（約九メートル）で、平面積は九一から九六平方メートルである。柱穴の配置は通常の総柱建築とは異なり、棟持ち柱と考えられる二本の柱と、床束に接する四本の柱をもつ。建物に直接伴う遺物は少ないが五世紀ころのものがあり、重複する五世紀末から六世紀初頭の竪穴住居に先行することから、倉庫群の時期はほぼ五世紀と考えられる。

法円坂遺跡の倉庫群は古墳時代中期のものとしては突出した規模をもち、きわめて計画的に配置されていることから、当時の大和政権との関係が想定される。『日本書紀』にみえる「難波の堀江」や「難波津」は大和政権との関係が深く、上町台地周辺に比定されており、本遺跡の大規模な倉庫群との関連も考えられる。古墳時代中期の政治・社会を考える上で重要であり、難波宮跡に先行する大和政権にかかわる施設として、追加指定し名称変更を図るものである。（文化庁文化財部監修 2001）

第5次指定（官報告示 平成17年3月2日付け、文部科学省告示第28号）

難波宮跡附法円坂遺跡

大阪府大阪市

難波宮跡は、大阪市上町台地北端、淀川・大和川水系と大阪湾を結ぶ地点に位置する、七世紀から八世紀末まで継続した宮跡である。大化改新時に孝徳天皇の難波長柄豊碕宮が置かれたのをはじめ、天武天皇、聖武天皇の難波宮が営まれ、首都として、あるいは陪都（副都）として、わが国古代の政治、文化の中心として栄えたが、桓武天皇の延暦三年（七八四）、長岡遷都に伴い難波宮の建物は長岡宮に移築されて終焉を迎えた。

これまでの発掘調査によって、前後二時期の宮殿遺構の存在が判明しており、上層は聖武天皇によって造営された後期難波宮で、内裏、大極殿、朝堂院が南北に置かれ、朝堂院に八つの朝堂が並んでいた。下層は、一六堂の朝堂からなる広大な朝庭を有する朝堂院があり、その北端に東西に八角形の楼閣状建物等の遺構が見つかり、これについては孝徳天皇の難波長柄豊碕宮に当てる見解が有力となっている。

今回、既指定地の東側に当たる前期難波宮跡朝堂院の東回廊部分および内裏回廊等の部分について追加指定を行い、保護の万全を期そうとするものである。（文化庁文化財部監修 2005）

第6次指定（官報告示 平成19年7月26日付け、文部科学省告示第109号）難波宮跡附法円坂遺跡

大阪府大阪市

難波宮跡は、大阪市中心部の上町台地に所在する古代の宮殿跡である。大化元年（六四五）十二月、孝徳天皇が飛鳥から遷都して造営を始め、白雉三年（六五二）に完成して難波長柄豊碕宮と命名され、その間、大化改新の舞台となった。孝徳天皇の死没による飛鳥還都後も難波宮は存続し、天武天皇による造営が行われ、天武天皇十二年（六八三）には複都制の詔によって難波宮は副都となるも、朱鳥元年（六八六）に焼失した。奈良時代に入り聖武天皇の神亀三年（七二六）に造営が始められて整備され、天平十六年（七四四）には一時皇都となった。延暦三年（七八四）の長岡京遷都に伴い主要な建物が長岡宮に移築され、廃都となった。これまでの発掘調査の結果、大化改新時の前期難波宮と八世紀前半の聖武天皇が造営した後期難波宮の二時期の遺構が重なって見つかり、昭和三十九年の指定以後、今日までに内裏、大極殿、朝堂院等の宮の中核部および難波宮跡に先行する古墳時代の倉庫群が順次指定されている。また、大極殿院の東方一帯には難波宮の官衙群が広がっていることが、昭和四十三・五十五・五十七年の発掘調査によって確認されている。平成十七・十八年度に宮跡東方官衙域において国立医薬品食品衛生研究所移転に伴う発掘調査を実施した結果、調査区西側においてそれぞれ柵列で囲まれた南北方向三間以上の掘立柱建物および総柱建物各一棟を、同東側では単廊で四周を囲まれた東西二間、南北五間の掘立柱建物一棟等の前期難波宮期の遺構を検出した。南面回廊中央に五間門が開く。単廊の内側が小石敷きとなっている点は、難波宮の中でも特殊な施設であることをうかがわせ、饗宴施設もしくは祭祀施設とも考えられる。よって今回新たに確認された東方官衙の一部を追加指定し保護の万全を図ろうとするものである。（文化庁文化財部監修 2007）

第7次指定（官報告示 平成25年3月27日付け、文部科学省告示第46号）難波宮跡附法円坂遺跡
大阪府大阪市

難波宮跡は、大阪市中心部の上町台地に所在する古代の宮跡である。大化元年（六四五）十二月、孝徳天皇が飛鳥から遷都して造営を始め、白雉三年（六五二）に完成して難波長柄豊碓宮と命名され、その間、大化改新の舞台となった。孝徳天皇の死没による飛鳥還都後も難波宮は存続し、天武天皇十二年（六八三）には複都制の詔によって難波宮は副都となるも、朱鳥元年（六八六）焼失した。奈良時代に入り聖武天皇の神亀三年（七二六）造営が始められて整備され、天平十六年（七四四）には一時皇都となった。延暦三年（七八四）の長岡京遷都に伴い主要な建物が長岡宮に移築され、廢都となった。これまでの発掘調査の結果、大化改新時の前期難波宮と八世紀前半の聖武天皇が造営した後期難波宮の二時期の遺構が重なって見ついている。昭和三十九年の指定以後、今日までに内裏、大極殿、朝堂院等の宮の中枢部、難波宮跡に先行する古墳時代の倉庫群である法円坂遺跡、難波宮中枢部の東に位置する東方官衙が順次指定されている。

このうち難波宮跡東方官衙では、これまでの調査において整然と並んだ掘立柱建物と高床式倉庫が塀に囲まれて見つかるとともに、東西五間の規模をもつ門や回廊も発見されている。

今回追加指定しようとするのは、その東方官衙の南側部分と中枢部の東側部分である。東方官衙南側部分では、北側と関連すると考えられる建物跡の柱穴列が検出されており、また、中枢部東側の部分でも掘立柱穴や瓦片が見つかり、この一帯に遺構があることが明らかになっている。

このうち、条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。（文化庁文化財部監修 2013）

4) 公有化の現状

史跡指定地の公有化の状況を以下に示す。

指定回数	公有化の現状
第1次指定地	公有化終了
第2次指定地	中央大通以南は公有化終了。 同以北は日本郵政(株)敷地、NTT西日本敷地は未公有化（ただしNTT西日本敷地の一部は公有化終了）。
第3次指定地	公有化終了
第4次指定地	公有化終了
第5次指定地	公有化終了
第6次指定地	公有化終了
第7次指定地	公有化終了

2 史跡等の概要

1) 史跡の本質的価値の明示

前節3)に記す「指定の理由および説明」をもとに、史跡の本質的価値を要約する。

・『日本書紀』等の史料に記された古代の都城・宮殿である難波宮の遺構として貴重であることに加え、同じ場所に2時期の宮殿遺跡が重複するという他に例のない特異な配置をとること。

大阪市の中心部に南北に延びる上町台地上に、飛鳥時代から奈良時代にかけての前後2時期の宮殿遺跡が中軸線を共有して重複する。このような遺構の存在形態は他にほとんど類例の見られない特異なものである。

・調査、研究により、両宮殿の時期、性格等が明らかとなり、学術的に極めて重要であること。

継続した発掘調査と研究により、後期難波宮は聖武天皇の難波宮であり、また前期難波宮は孝徳天皇の難波長柄豊碕宮である可能性が明らかとなり、わが国の古代史を研究する上で学術的に極めて重要である。

・先行する遺跡が顕著であり、歴史的経過を知ることができること。

難波宮に先行する法円坂遺跡では5世紀代の大規模な高床式建物群などが発見され、難波宮造営の前史となる古墳時代中期以降の政治、社会を考えるうえで重要である。

2) 構成要素の特定

前項で見たように、史跡難波宮跡附法円坂遺跡の本質的価値は、飛鳥時代から奈良時代にかけての前後2時期の難波宮の遺構、遺物、およびその前史となる法円坂遺跡の5世紀代大規模建物群を構成する地下遺構および遺物に集約される。

戦後、わが国の古代史研究は大きな進展をみせたが、そのなかで、難波宮跡の発掘調査とそれをもとにした研究成果が果たした役割は極めて大きなものがある。発掘された遺構の残存状態は良好であり、その種類は、前期の掘立柱建物や後期の基壇建物、それらの建物群を区画する回廊や築地、溝など、多種に及ぶ。それらはまとまった区画を成しており、宮殿中枢部を構成する大極殿を含む朝堂院、その北側の内裏、南側の朝集殿院や宮殿南門などの区画はもとより、周辺部の官衙遺構も含めて個々の建物配置等はほぼ全容が明らかとなっている。

これらが発見された土地は、昭和39年より順次史跡に指定され、同46年からは環境整備事業がおこなわれ、史跡公園としての体裁を整えてきたことは、これまでに見てきたとおりである。史跡を構成する要素等を検討するにあたり、難波宮跡とその周辺に存する諸要素を以下の4つに分類し、それぞれの構成要素をまとめる。

①史跡の本質的価値を構成する要素

- ・地下に埋蔵されている難波宮期、および難波宮期前史の遺構、遺物
- ・難波宮跡の地下遺構によって定義付けられる空間

②史跡の本質的価値を構成する要素に準じる要素

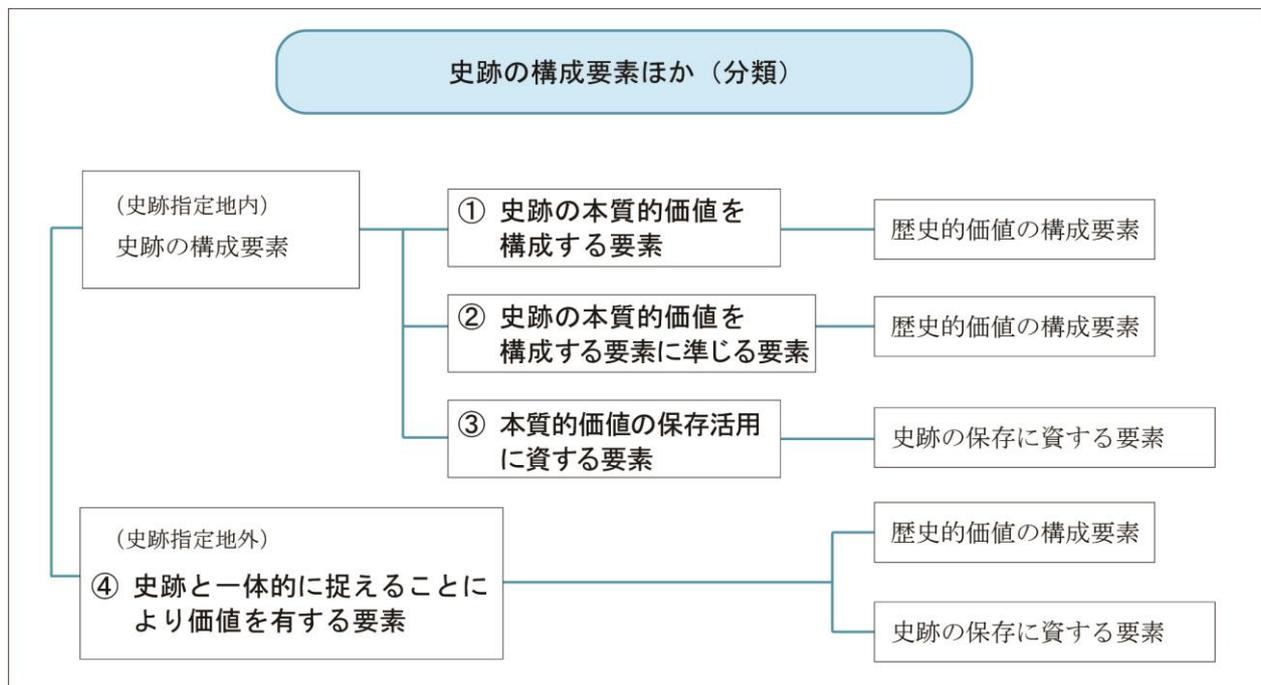
- ・地下に埋蔵されている難波宮廃絶後から中世、近世、および近代に至る時期の遺構、遺物

③本質的価値の保存活用に資する要素

- ・（調査、研究に基づいた）遺構表示
- ・史跡指定地内の（整備事業で植樹した）樹木
- ・便益施設（案内・解説板、園路、便所、休憩施設、照明・給排水施設等）

④史跡指定地外にあり、史跡と一体的に捉えることにより価値を有する要素

- ・史跡指定地外で検出されている難波宮期の遺構、遺物
- ・（難波宮跡のサイトミュージアムである）大阪歴史博物館



3) 構成要素の説明

①史跡の本質的価値を構成する要素

【地下に埋蔵されている難波宮期、および難波宮期前史の遺構、遺物】

史跡指定地は、北から内裏、大極殿院、朝堂院という宮殿中枢部を構成する遺構のまとまりが並んで検出されている。これらは前・後 2 時期の同様の配置をもち、回廊、塀等により区画された内部に、内裏正殿、大極殿、朝堂などの建物が各々配置されている。その西・東側には官衙と呼ばれる役所の建物群が検出されている。

これらの遺構は難波宮跡の中枢部を構成する殿舎であり、史跡の構成要素として極めて重要である。またそれに先立つ 5 世紀倉庫群は、当時の国家権力が建設に係ったことが推測されており、当該地が 5 世紀以降重要な位置にあり、難波宮造営に至る古代の歴史を考えるうえで重要な遺構である。

これらの理由により、地下に埋蔵されている難波宮期、および難波宮期以前の遺構、遺物を史跡の本質的価値を構成する要素とする。

【難波宮跡の地下遺構によって定義付けられる空間】

難波宮跡の中枢部は史跡に指定され、昭和 46 年（1971）より、地表面に建物等の位置、規模を示す遺構表示がおこなわれている。大阪という大都市の中心部に、これほど大規模に考古遺跡が保存されている例は全国的にもほとんどなく、極めて貴重なものといえる。地下遺構によって定義付けられる空間は、かつての難波宮の姿を具体的にイメージし、宮殿の規模、形態、またそこでおこなわれた儀式や政治などを体感、追体験できるものであり、将来にわたって、保存、活用することが必要である。よって難波宮跡の地下遺構によって定義付けられる空間を、本質的価値を構成する要素とする。

②史跡の本質的価値を構成する要素に準じる要素

史跡の本質的価値を構成する要素とあわせて存在することにより、本質的価値を高める要素を、史跡の本質的価値を構成する要素に準じる要素とする。

【地下に埋蔵されている難波宮廃絶後から中世、近世、および近代に至る時期の遺構、遺物】

難波宮跡の位置する上町台地北端部は、古代以降、大阪の歴史、文化の中心地であったため、各時代の遺跡が重層的に存在する。難波宮が廃絶した後も、大坂（石山）本願寺とその寺内町が建設され、その後も豊臣大坂城、徳川大坂城とその城下町が建設された。近代においては各種の軍関係の施設が



図 36 前期東八角殿院の遺構奥に後期大極殿および後殿の復元基壇

置かれた。このように大阪は古代から中・近世、および近代に至るまで、わが国の政治、経済、文化の中心地として栄えてきた。

当該地にはこれら各時代の遺構・遺物が良好に遺存している。これらは難波宮期の遺構とともに当該地が歩んできた歴史を示すものであり、大阪の歴史、文化を顕彰するための重要な要素といえる。

③本質的価値の保存活用に資する要素

史跡の本質的価値を構成する要素の普及、活用に資する要素を本質的価値の保存活用に資する要素とする。

【(調査、研究に基いた) 遺構表示】

昭和 29 年 (1954) 以来の継続した発掘調査、研究により難波宮跡の歴史的重要性が明らかにされ、それらを構成する遺構の位置、規模、性格が明確となった。中枢部の広い範囲が史跡に指定され、昭和 46 年 (1971) 以降、継続して地表部にそれらの位置、規模を示すために遺構表示がおこなわれてきた。



図 37 藤棚として表現された前期八角殿遺構

た。史跡を訪れた市民は、それらによって難波宮の全体像を理解し、歴史を追体験することができる。

【史跡指定地内の (整備事業で植樹した) 樹木】

難波宮跡は大阪という大都市の中心部に位置することから、史跡として保存された広大な敷地は、市民にとって貴重なオープンスペースとなっている。ただし、難波宮跡は、本来は一体となった広い空間に広がっていたのであるが、現在は阪神高速道路・中央大通と上町筋によって3つの区画に分断されている。その3つのうち、南部ブロックは中央に大極殿を含む朝堂院とその東側に官衙、北部ブロックは内裏、西部ブロックは「難波大蔵」とおもわれる官衙と5世紀代の倉庫群である。このような状況にあって、各ブロックに宮殿内におけるそれぞれの機能に応じた遺構の空間をイメージできるようにするためには、各ブロックは周囲の道路景観と視覚的に遮蔽することが必要であり、周辺部 (道路際) に高木の植樹をおこなっている。また都心部の史



図 38 上町筋沿いに植樹された樹木

跡公園として市民が憩える空間であるためには、必要最小限において、樹木による緑陰が必要である。今後、北に隣接する大阪城公園と一体化した歴史公園として整備、活用する方針であり、そのためにも大阪城公園からの緑の連続した空間として樹木の植樹は重要である。

【便益施設】

歴史公園として市民が快適に利用するためには、公園施設としての便益施設が必要である。休憩、便所、給排水、照明等、必要な施設を整備することが必要である。

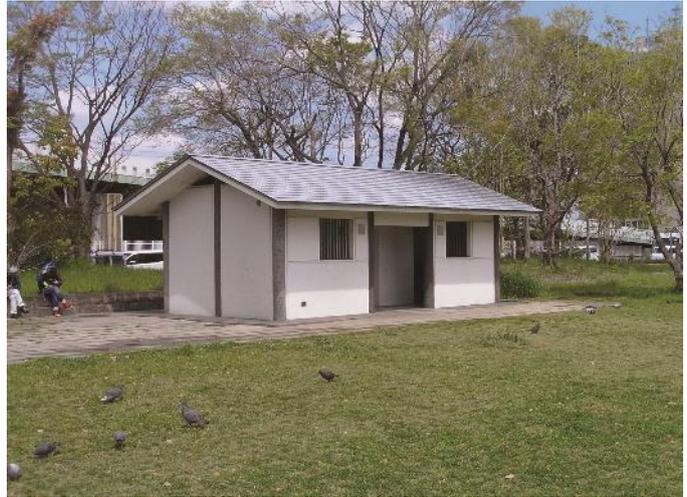


図 39 南部ブロックに設置された便所

④史跡指定地外にあり、史跡と一体的に捉えることにより価値を有する要素

【史跡指定地外で検出されている難波宮期の遺構、遺物】

現在史跡に指定されている範囲は、難波宮の範囲のうち内裏、朝堂院などの中枢部と、東・西の官衙の一部であり、その周囲には難波宮の宮域内であるが未指定の範囲が多くひろがっている。これらの未指定地からも、これまでに多くの難波宮期の遺構が見つかっており、そのうちの複数のものは地下に保存されていて、地表面に解説板等が掲示されている。難波宮跡の全体像を理解するためには、中心部の史跡指定地のみの整備公開では限界があり、これら周辺部の遺構とあわせて活用することが必要である。そのためにも新たな史跡追加指定への取り組みも必要である。

【(難波宮跡のサイトミュージアムである) 大阪歴史博物館】

昭和 29 年 (1954) 以来の継続した難波宮跡の調査、研究により、古代史上における



図 40 難波宮跡より大阪歴史博物館(中央)を望む



図 41 博物館地下の保存遺構見学室



図 42 博物館 1 階エントランスでは床（ガラス面）下に保存遺構を見学できる。

学問的重要性が明らかにされてきたことは、これまでに触れてきたとおりである。一方難波宮以前、そして廃絶後の歴史の重層性についても同様に重要であり、これらについても研究成果を展示し、より広く市民に情報発信することが必要である。大阪歴史博物館はそれらの蓄積された調査研究成果を展示し、また 10 階展示室からは史跡範囲を望見することができる。地下には前期難波宮の遺構が保存されていて、学芸員等の解説により見学することができるな

ど、難波宮跡と一体化した難波宮のサイトミュージアム（遺跡博物館）としての重要な機能を有している。難波宮跡の保存、活用をすすめるためには、難波宮跡の重要性について市民に理解を得ることが必要であるが、そのためにも史跡に隣接する大阪歴史博物館の働きは重要である。難波宮廃絶後の、中・近世、近・現代の歴史についての展示等も充実しており、大阪の都市の歴史をわかりやすく理解することができ、貴重である。